

動産総合保険をご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

＊保険申込書への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では動産総合保険契約に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご契約の内容は、普通保険約款・特約(特約書・覚書等を含みます。以下、同様とします。)によって定まります。この書面は、ご契約内容に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券とともにお届けします(特約書・覚書等は除きます。)。事前に必要な場合は、代理店・扱者または当社までお申出ください。保険契約者と被保険者が異なる場合(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます。)には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※この書面を、ご契約後にお届けする保険証券とあわせて保管してください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組みおよび引受条件等

① 商品の仕組み

契約概要

動産総合保険普通保険約款 + 自動セット特約(注1) + 各種特約(注2)

(注1) ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約です。

(注2) 契約内容に応じて任意にセットできる特約です。

② 補償内容

■ 被保険者

契約概要

この保険契約により補償を受けられる方をいいます。

■ 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

動産総合保険では、保険の対象である動産について、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、取扱上の不注意等の偶然な事故によって損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件はセットされる特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ お支払いする主な保険金

契約概要

お支払いする主な保険金は次のとおりです。ただし、セットされる特約によりお支払いしない保険金がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

損害保険金	次の算式による保険金をお支払いします。ただし、保険金額または保険価額(注1)のいずれか低い額を限度とします。		
	損害保険金	=	損害の額(注2) × $\frac{\text{保険金額(注3)}}{\text{保険価額}}$
	(注1) 保険価額とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額※1をいいます。		

損害保険金

※1 保険の対象の価額

再調達価額※2から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額※3を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額※4をいい、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

※2 再調達価額

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

※3 減価額

保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

※4 再作成または再取得するのに要する額

再作成または再取得するのに要する額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。

(注2) 損害の額は保険価額に基づいて算出します。損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式※1によって算出した額とします。

損害の額	=	修理費	－
修理によって保険の対象の価額が増加した場合はその増加額※2	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	

損害保険金	※1 算式 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 ※2 増加額 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 (注3) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
臨時費用保険金	損害保険金×30%(1回の事故につき、300万円が限度)をお支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	実費(損害保険金×10%が限度)をお支払いします。
修理付帯費用保険金	火災、落雷または、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、当社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用(注)(1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)をお支払いします。 (注) 代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします(ただし損害保険金とあわせて保険金額が限度となります。)
権利保全行使費用	当社が取得する権利(注)の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。 (注) 損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。

■保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ・保険料をお払込みいただく前に生じた事故(「初回保険料口座振替特約」等、保険料の払込みを猶予する特約をセットした場合を除きます。)
- ・保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの方の法定代理人でない方が、保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方(その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし他の方が受け取るべき金額についてはお支払いします。

- ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏りによって生じた損害。ただし、保険証券記載の保険の対象を保管する建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災、雹災、雪災または不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害についてはお支払いします。
- ・直接であると間接であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)によって生じた損害
- ・核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- ・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・直接であると間接であるかを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた損害の場合は保険金をお支払いします。
- ・直接であると間接であるかを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する方が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害については、保険金をお支払いします。
- ・直接であると間接であるかを問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ・紛失または置き忘れによって生じた損害
- ・外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災(焦損害を除きます。)または破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
- ・保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害(保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣により、その作業部分以外に生じた損害を含みます。)。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
- ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- ・詐欺または横領によって生じた損害
- ・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害。ただし、加工着手から加工終了までの加工または製造に直接起因しない損害については「火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、外部からの物体の飛来・落下、水濡れ、騒擾、労働争議、盗難」に限定して保険金をお支払いします。
- ・真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害(フィラメントのみに損害が発生した場合を含みます。)
- ・保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

- ・万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害
- ・検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害の場合はお支払いします。
- ・保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の従業員等が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害
- ・格落ち（損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下をいいます。）によって生じた損害
- ・保険の対象である楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断、打皮の破損または音色もしくは音質の変化によって生じた損害
- ・日本国外で生じた事故による損害
- ・自力救済行為等によって生じた損害
- ・1時間未満の電力の停止や異常な供給により、保険の対象である商品・製品・原材料等のみに生じた損害
- ・保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合には、異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等に起因して生じた損害
- ・脱毛による損害
- ・保険の対象が耕工作車・機械等である場合には、ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の歯または爪、バケット、フォーク、燃料等のみに生じた損害
- ・温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害。ただし、保険の対象が冷凍・冷蔵・保温物である場合には、温度変化による損害は、偶然な事故による冷凍・冷蔵・保温設備装置の物理的な損壊または同一敷地内での火災、落雷、破裂・爆発等に起因し、1時間以上の機能の停止があったときに生じた損害に限り保険金をお支払いします。
- ・保険の対象が地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
- ・保険の対象が宝石・貴金属で、かつ商品または什器・備品である場合には、収容場所の営業時間外（収容場所が無となり、人による継続的な監視がなされない状態を含みます。なお、収容場所が無となる理由および日中、夜間の別を問いません。）において、金庫（耐火定置式のものをいい、手提げ金庫など可動式のものを除きます。）外に収容中または施錠されていない金庫内収容中の保険の対象について生じた盗難による損害
- ・消耗品に単独に生じた損害
- ・修理費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用
- ・保険の対象が登録等（道路運送車両法に規定する登録車両番号の指定または市町村長（東京都特別区は都知事とします。）交付の標識をいいます。）を受けている場合に、その保険の対象につき生じたすべての損害
- ・保険の対象が自動販売機等（精算機、両替機等現金受入機器を含みます。）またはそれに収容された商品もしくは現金である場合は次のいずれかに該当する損害
 - ① 保険の対象が自動販売機等の場合
 - ア. すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、自動販売機等の機能に支障をきたさない損害
 - イ. 真空管、ブラウン管、電球、その他これらに類似の管球類もしくは液晶に生じた損害（フィラメントのみに損害が発生した場合を含みます。）。
 - ただし保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合はお支払いします。
 - ウ. 貨紙幣づまり等の故障
 - ② 保険の対象が自動販売機等に収容された商品または現金である場合
 - ア. 自動販売機等の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、保険の対象が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害

イ. 棚卸しまたは検品もしくは売上代金回収の際に発見された保険の対象の数量不足によって生じた損害。ただし、外部からの盗難の形跡が明らかであって、かつ数量の不足がトータルカウンター等の記録により証明された場合はお支払いします。

ウ. 勘定間違いによって生じた損害および偽変造貨紙幣によって生じた損害

- ・保険の対象が什器・備品一式である場合には、ガラス部分に単独で生じた損害
- ・保険契約者および被保険者が事業者（個人事業主を含む）である場合に、直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃の結果、保険の対象に生じた損害（ただし、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害を除きます。）

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約で必ずご確認ください。

③セットできる主な特約 契約概要

セットできる主な特約は次のとおりです。その他補償内容を拡大または削減する特約があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
免責金額特約	1回の事故によって生じた損害の額が免責金額 ^(注1) を超過する場合に限り、その超過額に対して損害保険金が支払われます。ただし、保険の対象が全損の場合および火災、落雷、破裂・爆発による損害の場合は、免責金額を差し引きません。
協定保険価額特約	ご契約時に保険の対象の評価額を協定し、評価額に基づいて保険金額を設定します。事故の発生時に保険価額を基準に算出した実損害額が支払われ、比例てん補 ^(注2) の適用はありません。
新価保険特約	減価割合が5割以下の物件を保険の対象とする契約にセットできます。損害の発生した日から2年以内に、保険の対象と同一用途の物に復旧した場合に、再調達価額を基準に保険金を支払います（ただし、保険金額が再調達価額に満たない場合は比例てん補 ^(注2) の適用があります。）。

（注1）免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。
（注2）比例てん補とは、損害の額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて保険金を支払う方式をいいます。

④保険金額 契約概要 注意喚起情報

保険金額（または支払限度額）とは、この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。保険金額の適用の詳細は「②補償内容 ■お支払いする主な保険金」をご参照ください。お客さまが実際にご契約いただく保険金額・支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の「保険金額」欄、「免責金額」欄および普通保険約款・特約でご確認ください。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は保険の対象の保険価額いっぱい設定してください。保険金額が保険価額に対し過小または過大である場合には、損害の額の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄払いとなることがあります。

⑤保険期間・補償の開始時期 契約概要 注意喚起情報

■保険期間

保険期間は1年間となります。保険期間を1年未満または1年超とする場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

■補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、保険料の払込みが猶予される場合^(注)を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

(注) 保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い」をご参照ください。

(2) 保険料

契約概要

保険料^(注)は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地、保険の対象を収容する建物等の構造等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料^(注)につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。なお、特に定める場合を除き、1つのご契約における最低保険料は5,000円となります。

(注) 保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(3) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○:選択できます ✕:選択できません

主な払込方法	一般分割払 ^(注1)	大口分割払 ^(注2)	一時払
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○	○	○
払込票払	✕	✕	○
請求書払	✕	✕	○

(注1) 一時払保険料が20万円未満のご契約の場合、選択できます。原則として、保険料は一時払と比べて5%の割増が適用されます。

(注2) 一時払保険料が20万円以上のご契約の場合、選択できます。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替、払込票払、請求書払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで^(注)に保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替で保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

【初回保険料の払込前に事故が発生した場合の取扱い】

原則として、代理店・扱者または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

(5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知していただく義務(告知義務)があり、代理店・扱者には告知受領権があります(代理店・扱者に対して告知していただいた事項は、当社に告知していただいたものとなります)。

保険申込書^(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険種類、保険金額・支払限度額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約等の補償内容が同一となっている場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(2) クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)

注意喚起情報

① クーリングオフ

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。ただし、下記のご契約はクーリングオフはできませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 質権が設定されたご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

〈ハガキの記載内容〉

表面〔宛先〕

〒220-0011
神奈川県横浜市
西区高島 1-2-5
横浜ゲートタワー 20 階

三井住友海上火災保険
株式会社

お客さまデスク
クーリングオフ 係

裏面〔記載事項〕

- ①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ②保険契約者のご住所・ご署名・お電話番号
- ③ご契約のお申込日
- ④お申込みされた保険の種類
- ⑤証券番号または領収証番号
- ⑥ご契約の代理店・扱者名、仲立人名
- ⑦ご契約の取扱営業店名

② お申しいただける期間

ご契約のお申込日またはこの書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。
※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、そのクーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

③ お申出の方法

前記期間以内に必ず、当社ホームページ掲載のお申出フォームで通知(8日以内の発信日有効)していただくか、または書面を当社(お客さまデスク クーリングオフ係)へ郵送(8日以内の消印有効)してください。

※代理店・扱者、仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 契約締結後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)

注意喚起情報

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には遅滞なく代理店・扱者または当社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象の用途を変更した場合
- 保険の対象の主たる保管場所を変更した場合
- 保険の対象の主たる保管場所の構造または用途(業種)を変更した場合
- 保険の対象の補償地域(運送区間を含みます。)を変更した場合

等

④ クーリングオフの場合の保険料の返還

クーリングオフの場合には、既にお払いいただいた保険料はお返しいたします。また当社および代理店・扱者、仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、前記②のとおり、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

(3) ご契約時にご注意いただきたいこと

① 保険料領収証の発行

保険料を払い込んでいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。(注)

(注) 保険料の払込方法が口座振替、クレジットカード払、払込票払、請求書払等の場合には発行されません。

② 保険料算出(確定)のための確認資料

保険料が在庫高等の実績数値に対する割合によって定められる場合はご契約の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料を当社にご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

通知事項に掲げる事実が発生し、次に該当する場合には、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。この場合において、当社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

○保険の対象の主たる保管場所が日本国外となった場合

また、ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または当社にご通知ください。

- 保険の対象を売却、譲渡する場合
- 保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合
- ご契約後に保険の対象の価額が著しく減少した場合
- 上記のほか、特約の追加等契約条件を変更する場合

等

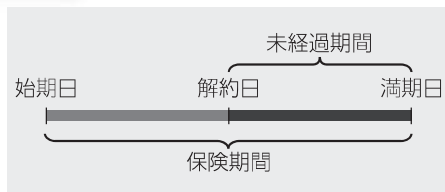
(2) 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または当社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

■保険契約を解約される場合、お払いみいただいた保険料が最低保険料（保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円）未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

(3) 失効について

注意喚起情報

保険契約者または被保険者が保険の対象を譲渡した場合^(注1)、または保険の対象の全部が失われた場合^(注2)は、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社にお問合わせください。

(注1) 保険契約も同時に譲渡した場合を除きます。

(注2) 普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における保険契約が終了した場合を除きます。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

(4) 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

(5) 保険料の精算および保険料算出(確定)のための確認資料

保険料が在庫高等の見込数値に対する割合によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります^(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料を当社にご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料（最低保険料に達しないときは最低保険料）と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。お払い込みいただいた保険料が最低保険料（保険証券に最低保険料の記載がない場合には5,000円）未満のときは、その差額をお払いみいただく必要があります。

(注) ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

(6) 保険金支払後の保険契約

損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額に相当する額となった場合は、保険契約は損害発生時に終了します。なお、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額に相当する額に達しない限り、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずに保険契約は満期日まで有効です。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(3) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(4) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

(5) ご契約条件について

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(6) 保険金額の一部取消

ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過する部分についてご契約の始期日から取り消すことができます。ただし、超過する部分について取り消すことができない旨を規定した特約をセットした場合を除きます。

(7) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①当社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(8) 事故が発生した場合の手続

①事故にあわれた場合の当社へのご連絡等

事故が起こった場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または当社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止（消防車、救急車は119番）
- ②盗難事故の場合、警察へ連絡（警察は110番）
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）へ

②保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または当社にご相談ください。

- ※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほかそれぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
- ※2 事故の内容、損害の額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書
(2) 当社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類※ ※事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署・消防署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書
(3) 保険価額、損害の額または費用の額を確認する書類 ① 保険価額を確認する書類	固定資産台帳、売買契約書、取得時の領収書、棚卸台帳・仕入伝票、現金出納帳・売上伝票、函面・仕様書
② 損害の額、費用の額・支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収書、損害明細書、復旧通知書（新価保険特約セットの場合）
(4) その他必要に応じて当社が求める書類 ① 保険証券	
② 保険の対象、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類	メーカー保証書、売買契約書、送り状、発送伝票
③ 保険金請求権者を確認する書類	委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本
④ 損害が生じた物の所有者（所有権、賃貸借に関する債権債務の範囲等を含みます。）を確認する書類	固定資産台帳、賃貸借・リース契約書、入庫伝票
⑤ 質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	質権者の保険金請求書および債務残高証明書、当社所定の保険金直接支払指図書／証
⑥ 当社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	調査に関する同意書
⑦ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書

- 当社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)
- (注1) 保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。
- (注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口
当社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277 (無料)
 チャットサポートなどの各種サービス [こちらからアクセスできます。](https://www.ms-ins.com/contact/cc/)
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合
 遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス 三井住友海上事故受付センター 0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)

- 受付時間【平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）】
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
[\(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html\)](https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉 [こちらから](https://www.ms-ins.com/contact/cc/)
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> [アクセスできます▶](#)
 〈お客さまデスク〉 0120-632-277 (無料)



● ご相談・お申込先

ヤマゼンクリエイティブ株式会社 保険・リース営業課
 〒550-0012
 大阪府大阪市西区立売堀2-1-9 日建ビル4階
 TEL : 06-6534-3218 FAX : 06-6534-4662